 	説明図表番号
	NE / I L
ごみ焼却施設の耐用年数は、これまでは一般的に 20 年程度とされてい	
たところ、長寿命化手引きでは、日常的・定期的に適切に維持管理しなが	
 ら、燃焼(溶融)設備など、ごみ焼却施設を構成する重要な設備や機器に	
ついて、概ね 10 年から 15 年ごとに大規模な改良事業を実施することによ	
り、10年から15年程度の延命が図られるとされている。	
 今回、調査対象 77 施設のうち、基幹的設備改良事業を実施するとして、	表 2-(1)-ウ
交付要件である長寿命化計画を策定している 21 施設における使用開始か	
ら基幹的設備改良事業の実施までの期間をみると、15年以上20年未満が	
最も多く 9 施設 (42.9%)、次いで 10 年以上 15 年未満及び 20 年以上 25	
年未満が各 4 施設(19.0%)、25 年以上30 年未満が3 施設(14.3%)、30	
年以上が1施設(4.8%)となっている。	
また、延命化計画における延命化の目標期間をみると、15年以上 20年	表 2-(1)-ウ
未満が最も多く 12 施設(57.1%)、次いで 10 年以上 15 年未満が 5 施設	-2
(23.8%)、20 年以上 25 年未満が 3 施設 (14.3%)、10 年未満が 1 施設	
(4.8%) となっている。	
さらに、延命化計画における延命化の目標期間終了時の稼働年数をみる	表 2-(1)-ウ
と、30年以上35年未満が最も多く9施設(42.9%)、次いで35年以上40	-3
年未満が 6 施設 (28.6%)、40 年以上が 4 施設 (19.0%)、25 年以上 30	
年未満が 2 施設(9.5%)となっており、19 施設(90.5%)において、長	
寿命化手引きにおける大規模改修の実施時期及び延命化の期間から想定	
される施設の稼働年数30年以上の稼働年数が設定されている。	
加えて、調査対象市町村等の中には、ごみ焼却施設の耐用年数を 70 年	表 2-(1)-ウ
と設定した上で、稼働後 25 年で 1 回目の改修工事を行って 10 年の延命化	-4
を図り、稼働後35年で設備全体の更新を実施、さらに、稼働後60年で2	
回目の改修工事を行って10年の延命化を図り、稼働後70年経った時点で	
建築物を含めて建て替えを行うとしている例があるなど、市町村等におい	
て、独自に取組を進めているものもみられた。	
一方、環境省は、長寿命化手引きにおいて、基幹的設備改良事業により、	
10 年から 15 年の延命が図られるとしているのに対し、「廃棄物処理施設	
の基幹的設備改良マニュアル」(平成22年3月(27年3月改訂)環境省	
大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)において、平成 27 年	
度から、築 25 年未満の施設については、基幹的設備改良事業実施後 10	
年以上施設を稼働することを交付要件とする一方で、「廃棄物処理施設の	
基幹的設備改良事業Q&A」(平成27年3月環境省大臣官房廃棄物・リサ	

イクル対策部廃棄物対策課)では、築 25 年未満の施設以外の施設につい ては、ストックマネジメント及び基幹的設備改良事業の目的を理解し、で きる限り施設の延命化に努力されたいとしているものの、同事業実施後 10 年以上の稼働を求めていないなど、延命化が可能な期間の目安は明確 になっていない。

また、環境省は、長寿命化手引きにおいて、「日常の適正な運転管理と 毎年の適切な定期点検整備や基幹的設備の更新等の整備を的確に実施し たことにより、30年以上にわたり稼働できた実績もある」としており、 長寿命化手引きの策定に当たり、現地調査等は実施しているものの、30年以 上にわたり稼働した施設の運転管理や点検整備の手法を詳細な検証までは行 っていない。加えて、長寿命化手引きに沿った長寿命化計画の策定、同計 画に沿った基幹的設備改良事業や施設の維持管理の実施効果については、 当該改良事業が開始間もないことから、現時点では効果が発現する段階に 達しておらず、検証されていない。

他方、環境省は、毎年度実施する「一般廃棄物処理事業実態調査」(以 下「実態調査」という。)において、統一された調査様式に市町村等が入 力することにより、個々の処理施設の稼働状況について把握し、データベ ース化を図っているが、当該様式には、基幹的設備改良事業の実施施設に ついて、長寿命化計画の効果検証に資する施設の延命化の目標期間等の項 目は含まれていない。

そのため、基幹的設備改良事業の実施施設について、施設の稼働状況と 当該施設の延命化の目標期間とを突合し、当該目標期間の到来前に休止・ 廃止することとなった施設についてその理由を把握するなど、基幹的設備改 良事業による延命化及び施設保全の実施効果の検証を行える状況となっ ていない。

また、環境省は、市町村等が独自に工夫して行っている長寿命化の取組 事例を収集することとしていない。

なお、調査対象77施設の中には、実熊調査において、施設の処理能力 | 表 2-(1)-ウ 又は炉型式が正しく記載されていないもの(2施設)がみられたことから、 上記検証に当たっては、実態調査結果として記載された内容の正確性を確 保することも必要である。

-(5)

【所見】

したがって、環境省は、長寿命化手引きに沿った施設の延命化及び施設保全 の有効性を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

① 施設の延命化及び施設保全について、適時に全体的な検証を行うために、 実態調査の調査様式の中に、基幹的設備改良事業の実施施設の延命化の目標 期間等長寿命化計画の効果検証に資する項目を設定し、その結果を蓄積する こと。

なお、実態調査結果として記載された内容については、その正確性の確保 を図ること。

② 上記①の適時に行う全体的な検証に当たっては、個々の施設の運用管理の 実態にも配慮しつつ、上記①の実態調査で得られた施設の稼働状況と延命化 の目標期間とを突合し、基幹的設備改良事業の実施施設の延命化及び施設保 全の実施効果を把握するとともに、市町村等が独自に工夫して行っている長 寿命化の取組事例を収集し参考とするなどにより、的確に行うこと。

また、検証結果については、長寿命化手引きの必要な見直しに活用すること。

表 2-(1)-ウ-① 基幹的設備改良事業実施時点における稼働年数

(単位:施設、%)

区分	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上 30 年未満	30 年以上	合計
施設数	4	9	4	3	1	21
割合	19. 0	42. 9	19. 0	14. 3	4. 8	100

- (注) 1 当省の調査結果による。
 - 2 調査対象 77 施設のうち、延命化計画において基幹的設備改良事業を実施するとしている 21 施設について記載した。

表 2-(1)-ウ-② 延命化計画における延命化の目標期間

(単位:施設、%)

10	10 年	10年	15年	20年			
区分	10年 未満	以上 15 年	以上 20 年	以上 25 年	合計	15年	15 年
		未満	未満	未満		未満	以上
施設数	1	5	12	3	21	6	15
割合	4.8	23.8	57. 1	14. 3	100	28. 6	71. 4

- (注) 1 当省の調査結果による。
 - 2 調査対象 77 施設のうち、延命化計画において基幹的設備改良事業を 実施するとしている 21 施設について、同計画における延命化の目標期間を記載した。

表 2-(1)-ウ-③ 延命化計画における延命化の目標期間終了時の稼働年数

(単位:施設、%)

	25 年	30 年	35 年				
区分	以上	以上	以上	40年	∆∌L	90 Æ	90 Æ
	30年	35 年	40年	以上	合計	30年	30年
	未満	未満	未満			未満	以上
施設数	2	9	6	4	21	2	19
割合	9.5	42. 9	28.6	19. 0	100	9.5	90. 5

- (注) 1 当省の調査結果による。
 - 2 調査対象 77 施設のうち、延命化計画において基幹的設備改良事業を 実施するとしている 21 施設について、同計画における延命化の目標期間 終了時の施設の稼働年数を記載した。

表 2-(1)-ウ-④ 市町村等が独自にごみ焼却施設の耐用年数を設けている例

横浜市では、以下のとおり、独自のライフサイクルに基づき施設の更新・改良を行っている。

- ① 施設を構成する焼却設備については、耐用年数を 25 年、建築物については、「補助金等により取得した財産の処分制限期間を定める告示の改正について」(平成 12 年 3 月 30 日付け会発第 247 号厚生省大臣官房会計課長通知)により耐用年数 50 年とされているにもかかわらず、あえて耐用年数を 70 年と設定
- ② 稼働後25年で1回目の延命化工事を行い、10年の延命化を図る。
- ③ 稼働後35年で設備全体の更新を行う。
- ④ 稼働後60年で2回目の延命化工事を行い、10年の延命化を図る。
- ⑤ 稼働後70年経った時点で建築物を含め建て替えを行う。
- (注) 当省の調査結果による。

表 2-(1)-ウ-⑤ 実態調査の記載が不正確な例

【中讚広域行政事務組合】

仲善クリーンセンターでは、平成12年に、炉型式を准連続運転(1日16時間連続運転)から全連続運転(1日24時間連続運転)に変更しており、これに伴い、施設全体の処理能力も60t/日から90t/日に変更されているが、平成26年度に実施された平成25年度実態調査まで、炉型式を准連続運転、施設の処理能力を60t/日のまま記載している。

【飯塚市・桂川町衛生施設組合】

飯塚市・桂川町衛生施設組合では、ダイオキシン排出抑制のため、平成 13 年度に、炉型式を准連続運転 (1 日 16 時間連続運転) から全連続運転 (1 日 24 時間連続運転) に変更しているものの、平成 26 年度に実施された平成 25 年度実態調査まで、炉型式を准連続運転のまま記載している。

(注) 当省の調査結果による。